

みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動 推進協議会だより(平成28年1月号)

〔第2次ステージ運動スローガン〕

高めよう安全意識 加速させよう復旧・復興 達成しようゼロ災害

本年も「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を推進してまいりますので、引き続き皆様の御協力をお願い致します。

年末・年始労働災害防止強化運動期間中に死亡災害が発生！

年明けの1月7日県内の震災復旧・復興工事現場で、エンジンを掛けたまま停車していた無人のモーターグレーダーが斜面を逸走し、斜面下で作業中の労働者が轢かれ死亡しました。

モーターグレーダーは、バックホーと同じ車両系建設機械に該当し、「運転位置から離れる場合の措置」が義務付けられています。

再発防止のため、以下の「守らなければならない事項」について、現場で再点検を行うなど災害防止の徹底をお願いいたします。

「守らなければならない事項」

- ① 車両系建設機械（以下、機械とする）の転落、地山の崩壊による危険を防止するため、地形等の調査を行い記録しておく（安衛則第154条）
- ② 地形等の調査により適切な作業計画を定め作業を行う（同第155条）
- ③ 地形等に応じた制限速度を定め作業を行う（10km/h以下除く）（同第156条）
- ④ 機械の転落等の防止のため、運行経路の路肩の崩壊等の防止を行う（同第157条）
- ⑤ 機械の転倒等により危険を生ずる等場所でのシートベルト等の使用（同第157条の2）
- ⑥ 機械との接触の防止のため、立入り禁止や誘導者の配置を行う（同第158条）
- ⑦ 誘導者を置く場合、その者に合図を行わせる（同第159条）
- ⑧ 運転位置から離れる場合、バケットを地上に下ろす、原動機を止め、ブレーキ等を掛ける（同第160条）
- ⑨ 機械を自動車等に積卸しする場合、機械の転倒等の防止を行う（同第161条）
- ⑩ 乗車席以外へ労働者の搭乗の禁止（同第162条）
- ⑪ 機械の構造上定められた荷重等の使用制限（同第163条）
- ⑫ つり上げ等主たる用途以外の使用の制限（同第164条）
- ⑬ 修理、アタッチメントの装着時等の指揮者の選任等（同第165条）
- ⑭ ブーム等の落下による危険の防止（同第166条）
- ⑮ アタッチメントの装着時等の架台設置、アタッチメントの重量規制及び表示（同第166条の2～4）
- ⑯ 月次自主検査及び特定自主検査の実施（同第167条～169条の2）
- ⑰ 作業開始前点検の実施（同第170条）

※安衛則・労働安全衛生規則

1 宮城労働局木幡労働基準部長から災害防止対策の要請を行いました。

沿岸部における震災復興工事関係での災害の多発を受け、12月16日石巻地区建設工事関係者労災防止連絡会議（構成、公共工事発注機関、大規模工事施工者等）において、木幡労働基準部長から年末年始での災害防止対策の取組、震災復興工事を中心とした災害防止対策の一層の強化について要請を行いました。

また、17日には、気仙沼地区建設工事関係者労災防止連絡会議において、同様の災害防止についての要請を行いました。



2 平成27年建設業の労働災害（速報値） （平成27年12月末現在）

県内の建設業の死傷者数は、12月末で355人（去年同期比較-4.1%、-15人）、死亡者は4名（去年同期比較-2人）となっています。詳しくは、宮城労働局HP（災害統計）をご覧ください。

各現場では、休み明けの作業が開始されており、これから年度末を控え、寒さも一段と厳しくなるなど働く作業環境も悪化する時期となっています。現在、年末・年始労働災害防止強化運動期間となっており、災害ゼロを目指し、新たな気持ちで取組んでいきましょう。

仙台では、初積雪も観測されており、積雪や凍結による転倒災害や交通労働災害が多発する時期でもありますので、再度、現場等での災害防止対策について確認をお願いいたします。

3 新年を迎え新たに店社、工事現場で安全宣言をしてみませんか！

（御協力により年間目標の631件を達成しましたが、安全宣言の提出に御協力をお願いいたします。）

※詳しくは、宮城労働局HP（ゼロ災運動）をご覧ください。

安全宣言提出状況【目標：月55宣言、年631宣言、3年2,000宣言】

